

令和8年熊本地震における「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張など）」について

氷川町建設下水道課 住宅係

1. 制度の目的・概要

雨漏り等による住家の被害拡大を防ぐため、ブルーシートの展張などの「緊急の修理」を行う制度です。災害救助法に基づく「現物給付」の制度であり、費用の実費は自治体から修理業者へ直接支払われます。

※本制度のご利用は、1住家に対して1回のみとなります。

2. 対象となる要件

準半壊以上（相当）の損傷を受け、放置すれば被害が拡大するおそれがある「住家」が対象です。自治体職員による現場での目視、または被災者様が持参された写真等に基づき、速やかに判断します。

【ご注意：主な対象外となるケース】

- ・空家（居住実態のない建物）：発災時に居住実態のない場合は原則対象外です。
- ・お支払い済みの修理：すでにご自身で業者へ代金を支払ってしまった場合、立て替え費用の事後精算はできません。
- ・重複申請：熊本県が実施している緊急修理等に申し込んでいる場合は対象外です。
- ・住家以外の建物：物置、倉庫、駐車場などは対象外となります。

3. 基準額（限度額）

1世帯あたり 56,400円以内

※資材費、労務費、事務費など一切の経費を含みます。限度額を超える部分は自己負担となります。

※同一住家に2世帯以上が居住（罹災証明書が別）の場合でも、どちらか片方の世帯のみに適用されます。

※自治体等から無償提供された資材を用いる場合、その資材費は対象外です。

4. 完了期限（※重要※）

令和8年9月27日（日曜日）まで

本制度は、上記の期限までに「実際の修理完了」だけでなく、「書類の提出」および「修理業者からの請求」まですべて完了させる必要があります。お早めのお手続きをお願いいたします。

5. 必要書類と手続きの流れ

申請に必要な書類（申込書、被害状況報告書、見積書、完了報告書、施工前後の写真など）は、すべて「修理業者」が取りまとめて氷川町へ提出します。被災者様ご自身での書類提出は不要ですので、修理業者とご相談の上、手続きを進めてください。

6. 申込先及びお問い合わせ先

新規申込申請と既施工済み申請で窓口が分かれています。

「これから修理を申し込まれる方」と「すでに修理を終えられている方」で窓口が異なります。

① これから修理を申し込まれる方（新規申込）

個人でお申し込みください。町に登録されている修理業者をご紹介します（必要書類の作成も業者が行います）。

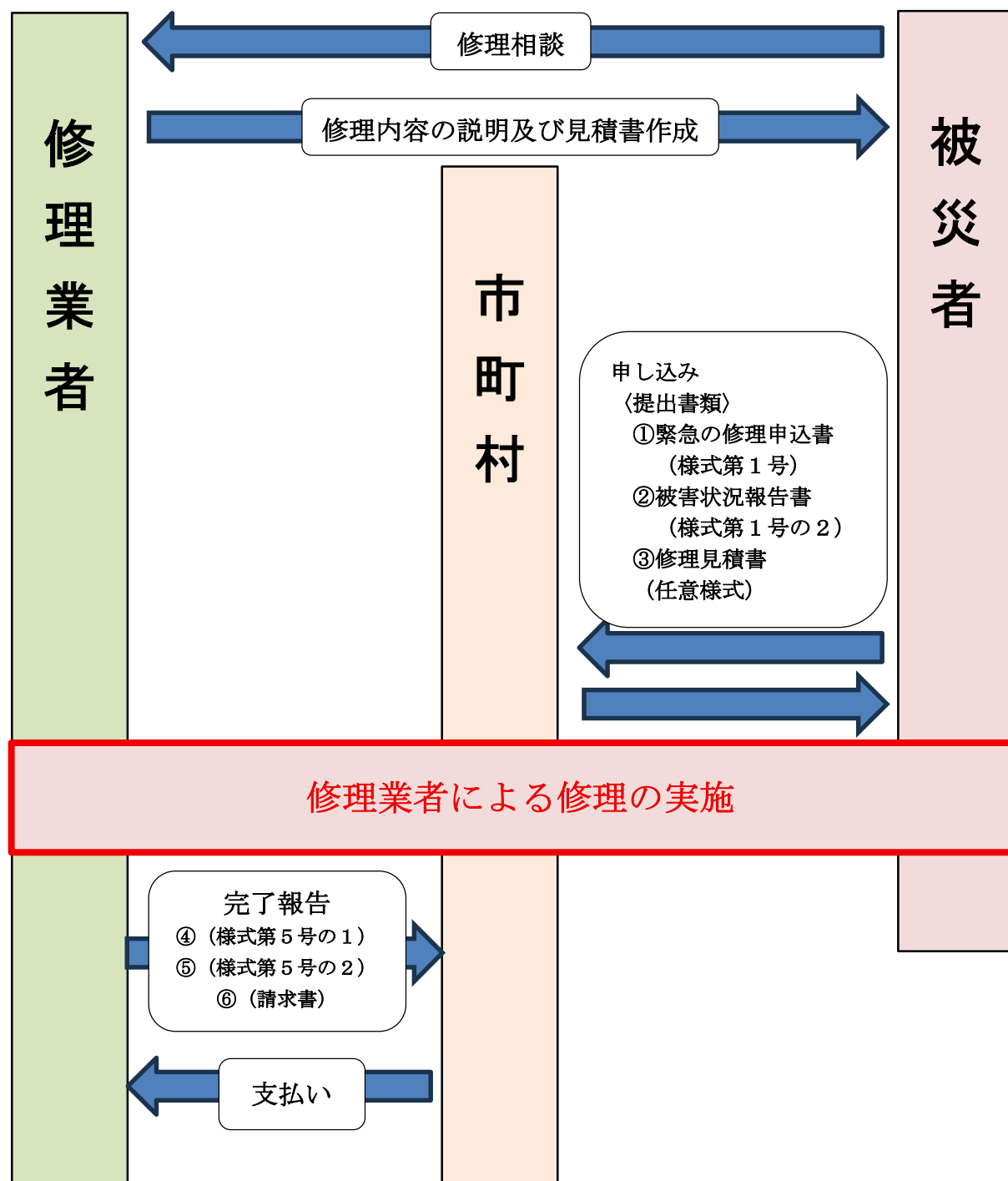
- ・ 窓口：氷川町災害ボランティアセンター
- ・ 住所：氷川町島地 636 番地 1
- ・ 電話：080-5066-9251

② すでに修理を終えられている方（既施工済み申請）

施工を行った修理業者に、必要書類を取りまとめて町へ申請するようご依頼ください。

- ・ 窓口：氷川町建設下水道課住宅係（※期間中、竜翔センター2階体育センターに窓口を設けています）
- ・ 住所：氷川町島地 651 番地
- ・ 電話：0965-52-5862

災害救助法に基づく住宅の応急修理
「住宅の被害の拡大を防止するための緊急の修理」
ケース①：建設団体・企業が実施する場合



修理業者は、①から⑤まで書類の一切を取りまとめ、令和8年9月27日までに氷川町へ⑥請求書と併せて提出すること。必要に応じて様式第6号を提出すること。